

生活安全課
直通:092-643-3167
内線:2962
担当者:芝、北川



令和8年4月1日から 自転車を安全・安心に利用するために 青切符制度が始まります！

令和8年4月1日から、自転車事故を防ぐため、自転車の一定の交通違反に対し、交通反則通告制度(いわゆる青切符)が導入されます。

青切符は、自転車を利用する方だけではなく、歩行者など周囲の方々の安全を守るための制度です。

この機会に、自転車の正しい交通ルールを学んで、安全に利用しましょう。

1 導入の背景と目的

(1) 背景

交通事故件数が減少傾向にある中、自転車関連の事故は全国で7万件前後と横ばいで、全ての交通事故に占める構成比は増加傾向。また、自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反。

(2) 目的

自転車の交通違反を簡易迅速に処理することで違反者と警察の時間的・手続的な負担を軽減するとともに、実効性のある責任追及を可能とすることで、自転車関連事故の抑止を図る。

2 制度の概要

(1) 対象

16歳以上の者による自転車の「反則行為」

※運転免許の有無は関係なし

(2) 手続き

違反者には警察官から「青切符」と反則金の「納付書」が交付され、反則金を納めることで手続きは終了



3 対象となる違反行為

対象となる違反行為は113種類。反則金の額は3,000円~12,000円。

(違反行為と反則金の例)

- ・携帯電話使用・・・・・・・・・・12,000円
- ・イヤホン着用・・・・・・・・・・5,000円 ※周囲の音が聞こえない状態
- ・並進(横並び走行)・・・・・・・・3,000円
- ・指定場所一時不停止・・・・・・・・5,000円
- ・通行区分違反(車道の右側通行)・・6,000円

※違反により事故を起こした時や酒気帯び運転などの重大な違反は、これまでどおり刑事手続により処理

4 自転車安全利用五則(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

※ヘルメットを着用していない場合、頭部への衝撃は約3倍
(自転車の単独・転倒事故における頭部への衝撃(JAF ユーザーテスト)より)



5 参考

- ・福岡県ホームページ「自転車の交通反則通告制度（青切符）について」



- ・警察庁ホームページ「自転車ポータルサイト」



- ・警察庁ホームページ「自転車ルールブック」

